

令和4年3月1日

令和4年第1回定例会（3月議会）一般質問議事録抜粋

中津市議会議員 大塚 正俊



1. コロナに打ち勝つ行財政運営に向けて

政府は、令和4（2022）年度予算について、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（以下「骨太の方針」という。）を踏まえ、引き続き、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、義務的経費等以外の要求枠を10%削減する一方、「新たな成長推進枠」を設け、グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めることとしている。

また、地方財政については、骨太の方針の中で、令和4年度から令和6年度までの3年間について、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額に関し、令和3（2021）年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

中津市の財政は、経常収支比率が高水準で推移するとともに、地方交付税の削減、扶助費等の増加による一般財源不足を補てんするための基金の取り崩し等により、非常に厳しい財政運営となっています。

さらに、次期行政サービス高度化プラン（素案）とともに公表された「中津市の財政について」における財政推計に基づく収支への影響額は、起債借入額を40億円とした場合でも令和13（2025）年度までの各年度において、1億円から5億円台の財源不足が見込まれ、加えて、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、更に財源不足が拡大する懸念もあることから、現在策定中の「次期高度化プラン」に基づく、行政コストの削減、歳入の確保等に全庁を挙げて取り組む必要があると考えます。

（1）中津市の財政状況と今後の見通し

①そこで、中津市の財政状況と今後の見通しについて伺います。

（財政課）

中津市の財政状況につきましては、令和2年度決算において、経常収支比率は96.7%となっております。依然として高い水準にあります。前年度と比較し2ポイント改善している状況です。また、財政健全化指標につきましては、実質公債費比率が6.3%、将来負担比率が41.9%となっており、国の基準を大きく下回り、財政の健全化は保たれております。

ただし、財政調整基金など基金積立金残高は減少傾向にあり、安定した財政運営のため、基金残高の確保が課題となっております。

今後の見通しについてですが、歳入面では、国の「骨太の方針」において、令和6年度まで一般財源の総額は確保されると考えております。一方で、国・地方のプライマリーバランスの黒字化も議論さ

れており、その目標達成時期により地方財政への影響も考えられることから、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、歳出面におきましては、起債発行の抑制に努めてきたことにより、今後はその元利償還金は減少していきます。ただし、引き続き、扶助費など社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化対策が財政負担になることから、本年度新たに策定する「中津市行財政サービス高度化プラン」に着実に取り組み、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

②コロナ感染症が市財政に与えた影響について伺います。

令和4年1月15日に公表された「財政事情の公表」において、令和2年度決算における歳出決算額511億3857億円に対して、新型コロナ対策費は105億3556万円となっています。新型コロナ対策費の財源は、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等で手厚く支援されていますが、その財源内訳について伺います。

(財政課)

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策に関する決算ですが、歳出105億3555万6千円であり、その財源内訳は国県支出金が102億6983万5千円、地方債が4080万円、その他財源が1236万2千円、一般財源が2億1255万9千円です。

③ほとんどが国の交付金等で賄われていますが、令和3年度決算見込みも含めて、コロナ感染症が市財政に与えた影響について伺います。

(財政課)

新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、最大限、国・県の補助金を活用してきました。その中で、先ほどの質問で答弁しましたとおり、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策におよそ2億円が市の負担となっています。

また、令和3年度予算では、繰越事業も併せて、およそ53億円の予算措置をしており、そのうち、およそ1億5千万円が市の負担となっています。

ただし、歳入面において、令和3年度当初では市税等が減収となる見込みでしたが、税収見込みの上振れ、普通交付税の追加交付などにより、一般財源が増額したため、財政面において、影響は少ないものと考えております。

(2) 次期行政サービス高度化プラン（第4期行財政改革5ヶ年計画）の策定に向けて

今日、平成17年3月1日の市町村合併からまる17年が経過しました。合併当時の地方交付税120億円が合併15年後には30%以上削減されるとの危機感から、持続可能な財政の確立に向けて、平成17年度から「中津市行財政改革緊急2ヶ年計画」、更に「第1期、2期中津市行財政改革5ヶ年計画」を策定し、計画を上回る成果を達成しました。奥塚市長は平成29年3月、第3期行財政改革5カ年計画」を策定し、行財政改革を進めるうえで、人材の育成など行政の質の向上が重要であることから、「行政サービス高度化プラン」として展開し、第2期行政サービス高度化プラン（第4期行財政改革5ヶ年計画）の策定を進めて

います。

①そこで、現行計画の財政状況の検証結果と次期財政目標について伺います。

(財政課)

現行のプランでは、令和3年度末で財政調整基金を25億円確保、起債現在高を400億円以下の目標を設定しました。基金残高、起債残高ともに目標を達成する見込みです。

次期プランでの行財政改革目標ですが、令和8年度末までに、財政調整用基金残高を30億円以上確保する、公共施設等整備基金を7億円以上確保する、起債現在高400億円以下を堅持することを目標としています。

・財政調整用基金残高を30億円、公共施設等整備基金7億円以上とした理由と財源の確保策について伺います。

(財政課)

「財政調整用基金30億円を確保する」とした理由ですが、まず、現行のプランでは、財政調整基金の残高目標額を、標準財政規模のおよそ10%にあたる25億円と設定しています。今後も、社会保障関係費の増大や公共施設の老朽化対策などにより、基金を活用した財政運営が想定され、安定した財政運営を行うには、次期プランにおいても「財政調整基金残高25億円」は継続して確保する必要があります。

また、将来の起債償還に備え、その負担軽減のため積立てている減債基金の残高5億円確保も目標として加え、財政調整用基金残高30億円を目標として設定しています。財源は、次期プランの取り組みにより生じる決算剰余金を主に考えています。

次に、公共施設等整備基金ですが、公共施設の老朽化対策は今後必須であり、財政負担となってきます。その財源を確保するために積立てるものです。

当基金は、令和2年度末で約2億円を積立てていますが、市営駐車場の収益や次期プランの取り組みである未利用資産の売却益などを財源として、5年間で5億円の積み増しを目標としています。

・市債残高400億円以下という目標を引下げなかった理由について伺います。

(財政課)

現行プランの目標である令和3年度末での起債現在高400億円以下を達成するため、起債発行額の抑制に努めてきました。今後の起債償還額は、年々減額する予定です。

一方で、今後も、公共施設の老朽化対策や災害対策を含むインフラ整備は必要であり、現行の普通建設事業費及び起債発行額からの大幅な縮減は見込めません。

そのような状況を踏まえ、後年度への財政負担を踏まえた起債発行額での積算に基づき、令和8年度末での起債現在高400億円以下の堅持を目標としています。

・「起債発行額は償還額を下回る額とする」従来の財政運営方針を堅持すべきと考えますが如何ですか。

(財政課)

先ほど答弁しましたとおり、今後も、公共施設の老朽化対策や災害対策を含むインフラ整備は必要であり、現行の普通建設事業費及び起債発行額からの大幅な縮減は見込めません。

ただし、後年度への財政負担を踏まえ「市債現在高400億円以下の堅持」を目標とし、実質「現状より現在高を増やさない」としていることから、議員が言われる「起債発行額は償還額を下回る額とする」という財政運営方針に変わりはないと考えています。

②起債借入額を年間40億円を基本とした理由について伺います。

(財政課)

次期プランを策定するにあたり、(繰り返しになりますが)現行の普通建設事業費及び起債発行額からの大幅な縮減は見込めないことから、これまでの普通建設事業費及び起債発行額を基に、後年度への財政負担を踏まえ、起債発行額年間40億円と45億円の2パターンでの比較・検討を行いました。その結果、年間40億円が後年度の財政負担の点から適切であると判断し、条件として設定しています。

なお、この比較・検討により次期プランの計画期間のトータルとして「令和8年度末での市債現在高400億円以下の堅持」の目標設定を行っており、各年度の起債発行枠を設定したものではありません。

③起債借入額40億円の内訳として過疎債7億円、臨時財政対策債13億円、その他債20億円と設定しています。臨時財政対策債、は国の地方財政計画で増減します。R4年度地財計画では、前年対比で1/3に減少していますが、こういった場合でもトータルで40億円を借入するのか。

(財政課)

まず、起債発行額については、先ほど答弁しましたが、普通建設事業費の確保及び後年度への財政負担の点から、次期プランの計画期間内のトータルとして起債現在高の目標設定をしております。

次に、臨時財政対策債についてですが、予算としてみた場合は起債となりますが、実際は普通交付税の振替であり、一般財源としての扱いとなるため、国が示す一般財源確保の観点から、臨時財政対策債の減額分を他の起債で補てんしません。

また、起債の発行に際しては、次期プランの目標とともに、実質公債費比率など財政健全化比率やその他財政指標を見据え、発行する考えです。

④起債の発行額枠と合わせて、5年間の普通建設事業の枠を設定すべきでは、

(財政課)

今後も、公共施設の老朽化対策や災害対策を含むインフラ整備は必要であり、現行の普通建設事業費の大幅な縮減は見込めません。

その中で、後年度への負担を考慮し、財政の安定化を念頭に、次期プランにおいて「財政調整用基金残高を30億円以上確保」「公共施設等整備基金を7億円以上確保」「起債現在高400億円以下を堅持する」を基本目標として設定しています。これを遵守すべく行財政改革に取り組みます。

・R3年4月30日に公表された中津市の財政推計では、R4年度以降の普通建設事業費は50億円と推計していますが、一般財源不足の状況を踏まえるならば、より厳しい枠設定をしないと市の財政健全化は厳しいと危惧するが如何か。

(財政課)

財政推計では、これまでの普通建設事業費を基に推計を行っています。

先ほどの答弁同じになりますが、次期プランでは、後年度の負担を考慮し、財政の安定化を念頭に、「財政調整用基金残高を30億円以上確保」「公共施設等整備基金を7億円以上確保」「起債現在高400億円以下を堅持する」を基本目標として設定しています。これを遵守すべく行財政改革に取り組みます。

⑤次に、次期「行政サービス高度化プラン」の取組一覧（案）について伺います。最初に、公共施設における行政サービスの最適化の効果（公共施設延べ床面積△19,314 m²）の増減となる施設について伺います。

(行政経営改革・DX推進課)

次期行政サービス高度化プラン案には、23の取組項目を掲げており、そのうち「公共施設における行政サービスの最適化」の項目につきましては、公共施設の延床面積を成果指標として設定する予定です。

成果指標の設定の考え方は、一般会計に属する行政財産の令和2年度末における延床面積の合計を現状値とし、機械的に毎年度1%程度削減した数値を目標としております。

したがって、個別に、特定の公共施設を廃止する意図で目標を設定したものではございません。

・中津市の公共施設白書では施設保有面積は類似団体の1.4倍となっています。公共施設管理プランの目標である40年間で延床面積の削減率20%を早期に達成しなければ市の財政は破たんすることが危惧されます。そこで、今後5年間の公共施設管理プラン、個別計画における年次別削減目標について伺います。

(行政経営改革・DX推進課)

「中津市公共施設管理プラン」は、「①総量の抑制」「②長寿命化」「③効率的な運営」の3つの柱に沿って、施設の類型ごとに基本的な取組方針を示したものであります。

また、「中津市個別施設計画」は、建物の劣化診断の結果から算出した健全度をもとに、いつまでに長寿命化などの判断が必要か、タイムリミットの目安を示したものです。

したがって、これらのプラン・計画において、具体的に年次別の削減目標を設定しているものではありません。

なお、施設の削減には多額の費用が必要となりますので、解体することが適切と判断された施設は、交付税算入率の高い起債等の特定財源の活用や、PFI等の公民連携手法の活用を視野に入れながら、取り組みを進めてまいります。

⑥次に、維持管理経費（光熱水費）の効果額（23,736千円）の算出根拠について伺います。

（行政経営改革・DX推進課）

次期行政サービス高度化プラン案の取組項目のうち、「維持管理経費の節減」の項目につきましては、公共施設における光熱水費の年間総額を成果指標として設定する予定です。

5年間の削減額、2,373万6千円の算出根拠につきましては、昨年度、三光コミュニティーセンター整備の際に実施した電力入札の結果、電気代が入札前と比べて約20%削減ができましたので、電力需要の大きい2つの施設、本庁舎とクリーンプラザの令和2年度電気代合計額の20%に相当する額、2,373万6千円を5年間の削減目標といたしました。

・5か年計画の中で、公共施設への太陽光パネル・蓄電池設置、公用車の電気自動車配備、公共施設の省エネ化等を実施すべきと考えるが如何か。

（環境政策課）

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、公共施設への太陽光発電や蓄電池の設置、公用車への電気自動車の配備、公共施設の省エネ化などの温暖化対策を推進すべきと考えます。また、太陽光発電や蓄電池などを設置することで、電力使用量を削減することができ、温室効果ガスの削減、維持管理経費の削減に寄与することができます。

一方で、導入にあたってのコストもかかることから、実施にあたっては、公共施設の耐用年数や財源などを含めて計画的に実施する必要があります。

⑦次に、遊休財産の売却・貸付推進（財産売却収入）の効果額（186,100千円）の算出根拠と計画している売却、貸付する遊休財産と公売の方法について伺います。

（行政経営改革・DX推進課）

次期行政サービス高度化プラン案の取組項目のうち、「遊休財産の売却・貸付推進」の項目につきましては、毎年度の財産売却収入額を成果指標として設定する予定です。

令和2年度の不動産売却収入額の水準、278万円を5年間維持しながら、旧雇用促進住宅など、比較的規模の大きな遊休財産の売却も5年以内に進めたいことから、5年間の売却収入額累計が2億円となるよう目標設定したところであります。

売却・貸付の法補につきましては、活用が見込まれる遊休財産の情報発信を新年度早々に開始し、民間事業者等からの問い合わせ状況に応じて、公募や入札を行ってまいります。

・民間への公共用地・建物の空地、屋根の貸し付けによる太陽光パネル設置を検討すべきと考えるが如何か。

(環境政策課)

公共用地や空地、公共施設の屋根などに太陽光パネルを整備する民間事業者へ貸付を行うことは、温室効果ガス削減に向けた取組の一つだと考えます。

現在、中津終末処理場では、民間事業者が終末処理場内にガス発電設備を整備し、市は設備に要する土地を有償で貸し付けるとともに、下水道処理の過程で発生する消化ガスを民間事業者に売却しています。事業者は、市から購入した再生可能エネルギー源である消化ガスを活用した発電を行っています。

このような事例も参考にしながら、財産を有効活用した太陽光発電などの温暖化対策の実施について考えていきます。

⑧次に、新たな財源の確保（ふるさと納税）の効果額（466,725千円）の算出根拠について伺います。

(農政振興課)

令和4年度から令和8年度の目標値から、現状値である令和2年度の実績値(143,310千円)を引いた値の半額の合計を効果額としています。半額を根拠としている理由は、制度の5割ルールを考慮したものです。

■効果額の算定(単位:千円)

現状値 R2	R4	R5	R6	R7	R8	合計
143,310	200,000 (28,345)	250,000 (53,345)	300,000 (78,345)	400,000 (128,345)	500,000 (178,345)	(466,725)

例えば、R4年度は、

$$(200,000 - 143,310) \div 2 = 28,345 \text{千円}$$

- ・R2年度決算におけるふるさと納税の税込額を含めた収支について伺います。

(農政振興課)

令和2年度のふるさと納税寄附額は、1億4,331万円となっています。その寄附額にふるさと納税対応基金の利子・運用収入や市税流出額、交付税による補填額(市税流出額の75%)を考慮した実質的な歳入から、返礼品調達費や諸経費を差し引いた収支額は、約7,260万円となります。

・この収支額には、本当に措置されたかどうかかわからない地方交付税による補填額約3000万円が含まれています。全国的に熾烈な返礼品合戦が繰り広げられている中、寄附額の増加は非常に難しいと考えるが、令和8年度寄附額5億円の目標達成に向けた戦略は、

(農政振興課)

令和3年度は、4月以降新たな返礼品の開拓を行い、令和4年2月15日時点で、返礼品を提供

している事業者は32事業者増え、返礼品数も約300商品増えたことなどもあり、令和2年度と比較して寄附額が約5,000万円の増加となる見込みです。

今後も全国に誇れる中津の良いものをさらに掘り起こし、ふるさと納税を考えてくださる方々にその情報を届けることが重要だと考えています。分析をしっかりと行ったうえで、PRの強化を図ってまいります。

併せて委託業者との連携により、寄附額増加に向けた取組みも進めてまいります。

- ・新たに予算計上されているふるさとなかつ応援寄付金管理等委託の業務内容は、

(農政振興課)

委託業務の内容につきましては、主に3つの業務を予定しています。1つ目として事業者への発送依頼、受領証明書の発送などの日々のオペレーション業務、2つ目として、ワンストップ特例申請などの書類作成、3つ目として、サイト掲載、返礼品写真加工などのポータルサイトへの登録・編集を考えています。

- ・委託料は寄附額の6%以下となっているが、費用対効果は、

(農政振興課)

令和4年度から令和8年度までの目標額の合計を20億円とし、委託料6%で試算した場合、約5,500万円の費用対効果があると考えております。

- ・目標達成に向けて行政が汗をかくべきで、委託業者にR8年度寄附額5億円達成の評価指標を強いるべきではないと考えるが如何か。

(農政振興課)

本委託業務は、民間のノウハウを活かしてPRの強化を図り、寄附額増に伴う財源の確保、合わせて職員の負担軽減が委託の主な目的となります。

また、寄附額が増加すれば、必然的に委託業者の収入も増えることとなりますので、委託業者にとってのインセンティブになると考えております。

5億円の目標につきましては、委託業者と共に達成を目指してまいります。

- ・ふるさと納税は、あくまで寄付金であり、この制度の継続性にも疑問を持っています。そこで、効果額を財政推計には組み入れるべきではないと考えますが、市として今後策定する財政推計に反映するのか伺います。

(財政課)

毎年度、当初予算編成後に、その時の社会情勢や国の地方財政対策、市の施策などを考慮して、財政推計を行い、ホームページ等で公表しています。

ふるさと納税は行政サービス高度化プランに目標額を設定していることから、歳入面において、公

表する財政推計に組み入れていきます。

⑨現場対応力向上の組織構築の普通会計職員数（731人）の定員適正化の基本的な考え方について、基本方針の「人口減少時代における職員数削減を見据え」とは、支所の統合、人員削減を意味するのか。

（総務課）

ご質問の「人口減少時代における職員数削減を見据え」とは、人口減少局面にあつて、限りある人員で質の高い行政サービスを提供するため、すべての業務を総点検し、私たちの働き方を見直すことで、人的資源の最適化を図る必要があるということを示しており、次期行政サービス高度化プランを推進するにあたっての基本方針の一つとして掲げたものです。

プランに掲げる4つの基本方針に基づいて、すべての取組項目において、前例にとられない様々な手法を選択することで、常に時代を捉えたサービスや価値の提供に努めます。

・R4年3月退職予定者数（職種ごと）と4月採用者数は。（職種ごと）また、これまで職員採用ができていない25名を含めた補充は可能か。

（総務課）

それでは、お答えします。それぞれ市民病院の医療職を除いた数字です。

まず、今年度末の退職予定者数ですが、事務職19名、土木技師2名、保健師1名、消防職3名、技能労務職3名、幼稚園教諭1名、計29名です。

次に、新年度採用予定者数は、事務職21名、土木技師7名、建築技師2名、保健師3名、保育士1名、消防職4名、幼稚園教諭2名、獣医師1名、計41名です。

これに加えて、現在、事務職と土木技師の追加採用試験を実施中であり、予定数を採用できれば、これまでに不足している職員数を補充できる見込みです。

・採用された金の卵は大切に育てなければなりません。そうはなっていないようです。過去5年間の経験10年以下の職員の退職の状況をお聞きします。

（総務課）

平成28年度から令和2年度までの5年間で、在職年数10年以内で退職した職員は26名です。（市民病院の医療職を除く）。

・近年、若い職員が退職する事例が増えています。若い世代の退職の理由とその対応策について伺います。

（総務課）

若い職員の退職理由は、他自治体への転職、民間企業への転職、結婚による転居や配偶者の転勤といった家庭の事情、健康上の理由などが主な理由となっています。

特に、転職による退職者は、自分の地元へUターン就職するケースが多くなっています。

こうした状況は中津市特有の問題ではなく、県内をはじめ同規模自治体共通の課題となっており、人事担当者間の情報交換の場でも常に話題に上るテーマの一つです。

退職は、職員それぞれの意思によるものであり、一律の対応策は難しいところもありますが、たとえば、Uターン転職者が多いことの対応としては、中津市出身者に一人でも多く職員採用試験を受験してもらうための広報活動を継続します。

また、働く場としての中津市の魅力を高めるため、現在も大切にしていることですが、仕事やプライベートにかかわらず、気になることがあった時に気軽に相談できるような風通しのよい職場づくりにも、引き続き取り組んでまいります。

⑩是非、中津市出身者に一人でも多く職員採用試験を受験してもらうための広報活動に取り組んでいただきたいと思います。最後に、持続可能な財政運営を行うためには、より詳しい財政推計が必要です。次期行政サービス高度化プランにも現行計画と同様に「財政推計」を作成し、添付すべきと考えますが如何ですか。

(財政課)

次期プランの策定において、歳入は、国の方針を基に一般財源総額確保を前提とし、歳出は、今後も増大が想定される社会保障関係費や人件費などの、機械的に算出可能な義務的経費について推計を行い、収支に与える影響額を積算しております。その影響額を基に基本目標及び取組項目の策定を行っています。

会計全体の財政推計は、その時の社会情勢や国の地方財政対策により大きく左右されることから、これまで通り、毎年度、当初予算編成後にホームページ等で公表していきます。

(まとめ) 終わりに、次期行政サービス高度化プランにおいては、簡素で効率的な行政運営を推進し、質の高い住民サービスの提供と盤石な財政基盤の確立のため、不断の取り組みを強く求めて、次の質問に入ります。

2. コロナ禍における専決処分のあり方について

(1) 専決処分の根拠と要件について

わが国の自治制度で採用されている二元代表制は、地域自治の公正・適切かつ円滑な運営のために、それぞれ住民の直接選挙で選出された長と議会が相互に牽制し均衡を図るものです。

今回取りあげる専決処分は、議会の権限に属する事項を議会に代わって決定する権限を長に与える制度であり、議会と長が相互の権限を侵犯することは基本的に許されたいことから、緊急回避的な限定的な措置であるというのが行政学の専門家の見解です。

にもかかわらず、今、新型コロナの影響で、全国の自治体で専決処分が増えてきています。

これらのコロナ予算の専決処分について、地方自治論の専門家は「コロナ禍では予測しがたいことが多い。行政には素早い対応が求められるので専決処分はやむを得ないが、対象は

可能な限り絞るべきだ。」と述べています。

① そこで、地方自治法における専決処分の根拠条文と要件について伺います。

(総務課)

専決処分については、地方自治法第百七十九条において、要約すると

- ・普通地方公共団体の議会が成立しないとき
- ・議員定数の半数が出席できず会議を開くことができないとき
- ・議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき
- ・議会において議決すべき事件を議決しないとき

当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができると規定されています。

ただし、専決処分を行った場合については、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告し、その承認を求めなければならないと規定されており、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

また、「議会の委任による専決処分」として同法第百八十条に、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。とあります。

この規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。とあります。(※地方税法改正等)

(2) 臨時議会を招集しなかった理由

①今年度中の専決処分(地方自治法第180条第1項の「委任専決処分」を除く)について、臨時議会を招集しなかったそれぞれの理由について伺います。

(総務課)

令和3年度の専決処分は5件です。

その内容は、子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)、中津市プレミアム商品券及び食事券、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、保育士等に対する処遇改善、中津市プレミアム商品券となります。

それぞれ、早期に事業執行する必要があり、専決処分を行っています。

②令和3年度中津市一般会計補正予算(第12号)「第3弾のプレミアム商品券事業」のスケジュールは、

(商工・雇用政策課)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者を支援するとともに、地域経済の再活性化を図ることを目的として、昨年12月発行の新型コロナウイルス対策第2弾のプレミアム商品券の使用期間終了に合わせて、新たに第3弾の「中津市プレミアム商品券」を発行いたします。

この第3弾の「中津市プレミアム商品券」については、2月3日に中津商工会議所と委託契約を締結し、準備を進めています。

なお、購入申込期間は、令和4年3月1日(火)～令和4年3月31日(木)まで、
引換期間は、令和4年4月14日(木)～令和4年4月20日(水)まで、
使用期間は、令和4年5月2日(月)～令和4年7月31日(日)までとしています。

《参考》新型コロナウイルス対策第3弾のプレミアム商品券

発行額	8億円
発行総額	10億4,000万円
プレミアム率	30%
金額	1冊 500円×26枚＝13,000円 (販売額 10,000円)
内訳	全店共通券 13枚(6,500円分) 中小店専用券 13枚(6,500円分)(※)
購入限度額	一人5冊 50,000円まで
発行冊数	80,000冊

※中小店とは、中津市内に本店(本社)を置く事業所

③第3弾のプレミアム商品券事業のスケジュールは時間的にかなり余裕があると言えます。

そこで、補正予算12号の専決処分にかかる議会との調整経過と2月3日の議長、副議長、教育産業建設委員長、副委員長への説明は、専決処分後の事後説明だったのか、専決処分前の事前説明だったのか伺います。

(総務課)

補正予算12号の専決処分にかかる議会との調整経過についてですが、市長説明後に、議会へ専決処分をする旨の説明をするため、申し入れの日程調整を総務課及び議会事務局とで行いました。

なお、総務課においては担当部署との調整。議会事務局においては、議長、副議長、教育産業建設委員長、副委員長の調整を行いました。

そして、2月3日付の専決処分を行うと同時に議長、副議長、教育産業建設委員長、副委員長への説明を行いました。

(3) 今後の専決処分のあり方について

専決処分をした後に事後説明をした。事前協議はしていないということですね。

逐条地方自治法(松本英明著)では、専決処分の4つの要件のうち「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」とは、「時間的余裕を置いたのでは時期を失することが明らかであると認められるときである。その認定は、普通公共団体の長が行うものであるが、いわゆる自由裁量ではなく、羈束(きそく)裁量に該

当するのであって、長の認定には客観性がなければならない（行実 昭和 26、8、15）また、「4つの要件のいずれかに該当するものとする長の認定が、客観的に誤っていた場合は、その処分が違法となる。（行実 昭和 26、5、31）」

ここで言う「羈束裁量（法規裁量）」とは、行政庁のなす判断や行為が、法規によって拘束されていること。その法律が予定している基準に抵触するような裁量には司法審査が及びます。

①以上の理由から、専決処分は限定的にすべきと考えますが如何ですか。

（総務課）

これまで、専決処分は可能な限り、限定的にすべきと認識して対応してまいりました。今後においても地方自治法の規定に沿って、専決処分する方針です。

（まとめ）

議会の招集は、原則として開会の日前 7 日までに告示しなければなりません。緊急を要するときは、必ずしもこの告示期間を置くことを要しないことが地方自治法第 101 条第 5 項但し書きで定められています。

再度申し上げますが、専決処分は、議会の権限に属する事項を議会に代わって決定する権限を長に与える制度であり、議会と長が相互の権限を侵犯することは基本的に許されたいことを踏まえ、先ほど「今後においても」と答弁がありましたが、緊急回避的な限定的な措置として、「今後は」取り扱うことを強く求めて一般質問を終わります。

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日中津市議会が公表するものでご確認ください。

【参考】3月2日の荒木議員の一般質問において、
「もう一度お尋ねしますが、専決処分のやり方について伺います。」との質問に対して、
副市長は「専決処分にあって、今後十分に議会と調整を図りながら進めていきたいと思
います。」と答弁しました。

※過去、事前に議会との調整をした上で専決処分をしてきたが、最近は行われていないことを副市長が認め、今後対応を改めるとしました。